

# 中小企業のための新会社法セミナー

～新会社法の影響と対応・活用方法～

講師：生天目公認会計士税理士事務所 公認会計士・税理士 生天目 忠繁 氏

当財団は、平成18年7月27日（木）七十七銀行本店5階会議室において「中小企業のための新会社法セミナー」を開催いたしました。

当日は、約130名の企業経営者・実務担当者の皆様等にご参加いただき、新会社法の詳細な資料をもとに概要や影響、対応策等について具体例を交えながらの講義があり、その後活発な質疑応答がなされるなど盛会裏に終了しました。

この特集では、講師にお招きした生天目公認会計士税理士事務所の公認会計士・税理士である生天目忠繁氏の資料にもとづき講義内容についての概略を紹介いたします。



## はじめに

商法が改正され、その中の会社に関する部分が独立して、会社法が新しく制定されました。

内容も大幅に改正され、特に中小会社への影響が大きく、また、公開会社か否か、若しくは大会社か否かでは、会社法上の規定の仕方が大きく異なるので明確に区別して理解する必要があります。

ここでは、中小会社のほとんどである、発行している全ての株式に譲渡制限がついている株式会社、すなわち、公開会社でない株式会社を中心に、会社法について概要を説明します。

(注) 公開会社とは、会社法の中に定義されている用語で、譲渡制限が付いていない株式を全部または一部発行している会社のことです。一部発行している会社とは、譲渡制限の付いている種類株式を一部発行して、それ以外に譲渡制限の付いていない株式を発行している会社です。

## I 有限会社法の廃止

### 1 有限会社は特例有限会社として存続

会社法の施行に伴い、有限会社法が廃止され、今後は有限会社を設立することができません。

しかし、会社法施行日以前に設立していた有限会社は、商号に有限会社という文字を使用することを条件に、会社法上、「特例有限会社」と定義された株式会社として存続し、旧有限会社法に準じた経過措置が適用されます。

### 2 一般の株式会社に移行が可能

特例有限会社は、商号を株式会社に変更することも可能です。そのためには、特例有限会社の解散の登記と、株式会社の設立登記を同時にすることが必要になります。

### 3 特例有限会社として存続する主なメリット

- (1) 役員の任期が無期限
- (2) 決算公告が不要

### 4 特例有限会社に特有のその他の規定

- (1) 株主総会と取締役以外の機関の設置  
監査役のみに限られ、取締役会、監査役会、会計参与、会計監査人等は設置できません。
- (2) 株式の譲渡制限

株式を譲渡により取得することについて当該会社の承認を要する旨、及び当該会社の株主が当該株式を譲渡により取得する場合においては当該会社が承認をしたものとみなす旨の定款の定めがあるものとみなされます。 など

## II 株式会社の機関

### 1 機関の設計

株式会社の役員は、旧商法上、取締役3人以上で、代表取締役、取締役会及び監査役を置くことが必要でしたが、会社法では、役員は取締役1人のみでも可能になりました。

全ての会社は、株主総会及び1名以上の取締役を設置しなければなりません。

それ以外は、取締役会や監査役会などの会社の機関の設置の有無が、定款の定めで自由に決められるようになりました。このような仕組みは、定款自治と呼ばれています。

中小会社の場合には、監査役会、会計参与や会計監査人の必要性は乏しく、実務的には以下の組合せが考えられると思います。

- i) 取締役のみ (代表取締役の設置は任意)
- ii) 取締役+監査役 (代表取締役の設置は任意)
- iii) 代表取締役+取締役会+監査役

そこで、中小会社が自社の機関設計を考えるときには、(1) 取締役会を置くか否か、(2) 代表取締役を置くか否か、(3) 監査役を置くか否か、以上の3点を考える必要があります。

#### (1) 中小会社の機関設計の具体的な考え方

機関の設計の違いによる、各機関の主な権利関係は以下のとおりです。

機関設計の種類	株主総会	取締役会	株主の取締役会議事録 閲覧権・謄写請求権	経営権を持たない株主の権利
i) 取締役のみ	会社の組織、運営、管理 その他一切の事項	—	裁判所の許可は不要	大
ii) 取締役+監査役				中
iii) 取締役会+監査役	法定、定款記載事項	経営の重要事項	裁判所の許可が必要	小

上記のように機関の設計によって、経営権を持たない株主の権利の大きさが変わってきますので経営支配権の観点から具体的にどのような機関設計が適しているのか考える必要があると思います。また、組織の簡素化、経済性、人材の確保等も総合的に考慮すべきです。

#### POINT 経営支配権の確保

イ. 経営支配権を確保するためには、株式の保有比率を高くして、株主総会での議決権比率を高め、取締役会または取締役を支配しておくことが重要です。

具体的には

(1) 議決権2分の1超を保有することにより、株主総会の普通決議の議案を通すことが可能になり、取締役、監査役の人事権を確保して、通常の経営の意思決定を執行することができます。

また、議決権3分の2以上を保有することで、会社の枠組みを変えるような重要案件である次のような株主総会の特別決議の議案を通すことが可能になり、経営上のほとんど全ての意思決定が執行可能になります。

(特別決議議案の例)

①定款の変更 ②減資、公開会社でない株式会社の増資 ③合併等の組織再編

(2) 業務の執行は取締役会で選任した代表取締役と業務執行取締役が行うため、取締役会の過半数を支配して代表取締役の選任権を確保しておかないと、業務の遂行に支障がでますので注意が必要です。

(3) 監査役は、取締役の業務を監査するため、友好関係にある者を選任しないと、業務の遂行に支障がでます。

ロ. 経営支配権が問題化する場面

(1) 非上場会社の場合——相続、共同出資、資本提携による株式の分散

(2) 上場会社の場合——買収防衛

## 2 特別取締役

取締役の人数が多く、機動的に取締役会を開くことが難しい場合、取締役会が特別取締役を選定することにより、重要な財産の処分及び譲受けならびに多額の借財については、取締役会から具体的な委任行為を経ることなく、当然に特別取締役が、議決で決定すべき事項になります。

特別取締役を置く際には、定款の定めは不要ですが、その旨の登記が必要になります。

## 3 機関の変更による定款変更および登記の必要性

株式会社の場合、取締役会を設置しない、監査役を設置しないなど、機関の設置に関して変更をしたい場合は、定款を変更する必要があります。また株式会社が設置する機関については、各機関毎に登記事項になっています。

## 4 株主総会の招集の通知の発出期限

公開会社でない株式会社は1週間前まで、取締役会を設置していない会社は定款の定めにより更に短縮が可能です。なお、公開会社は2週間前まで、短縮はできません。

## 5 種類株主総会

種類株式を発行している株式会社では、特定の種類株式の株主に損害を及ぼす恐れがある場合には、種類株主総会の承認決議が必要とされています。

## 6 役員の任期

原則として役員の任期は選任後、取締役は2年以内、監査役は4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役に関しては、定款変更又は株主総会決議で、短縮することも可能ですが、監査役の場合は、定款をもってしても短縮することはできません。

公開会社でない株式会社は、定款に記載することにより最長10年まで任期を延長することができます。(取締役はゼロ超10年以内、監査役は4年以上10年以内)

## 7 取締役の解任の株主総会の決議の要件緩和

旧商法では、これまで取締役の解任には株主総会の特別決議(議決権の過半数が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成)が必要でしたが、会社法では株主総会の普通決議(議決権の過半数が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成)で決定できるようになります。

## 8 株主総会の書面決議、株主総会への報告の省略

### (1) 書面決議

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について議案を提出する場合において、その議案につき議決権を行使できる株主の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされます。

### (2) 報告の省略

取締役が株主全員に対して、株主総会への報告事項を通知し、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、株主総会への報告があったものとみなされます。

### (3) 議事録の作成

上記の株主総会に関する書面決議又は報告の省略を行った場合、株主総会は開催されていませんが、株主総会議事録の作成は必要で、各株主の同意の意思表示が記載された書面等と共にこの議事録を10年間本店に備え置くこととなります。

## 9 取締役会の書面決議、取締役会への報告の省略

### (1) 書面決議

取締役会においても、その議案に関して議決権を有する取締役全員が書面等で同意の意見表示をした場合、決議があったものとみなすという旨を定款に定めることができます。

### (2) 報告の省略

代表取締役又は業務執行取締役の3ヶ月に1回以上の職務執行状況報告を除き、取締役会への報告すべき事項を取締役全員に通知したときは、当該事項を取締役会へ報告しなくてもよいことになりました。

(3) 議事録の作成

上記の取締役会に関する書面決議又は報告の省略を行った場合、取締役会は開催されていませんが、取締役会議事録の作成は必要で、各取締役の同意の意思表示が記載された書面等と共にこの議事録を10年間本店に備え置くことになります。

**10 議事録の署名又は記名押印**

(1) 株主総会議事録

旧商法において、株主総会議事録には、議長及び出席した取締役の署名又は記名押印が必要でしたが、会社法では廃止されています。ただし、取締役会を設置していない会社が、代表取締役を株主総会で定めた場合には、代表取締役の登記申請をする際に提出する議事録に、議長及び出席した取締役の記名押印が必要となっているため注意が必要です。

(2) 取締役会議事録

取締役会議事録には、出席した取締役及び監査役は、これに署名又は記名押印しなければいけません。

## III 株式

### 1 株券は原則不発行

発行するのが原則であった株券が、原則不発行になり、定款に発行する旨の定めがある場合に限り発行することができますようになります。

### 2 種類株式

(1) 定款記載事項

株式会社は、内容の異なる2以上の種類の株式を発行することができ、これらの株式を種類株式と言います。種類株式を発行する場合には、その内容、発行可能種類株式総数を定款に定めておく必要があります。

(2) 種類の内容

株式会社は、以下の事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行することができます。

- ① 剰余金の配当
- ② 残余財産の分配
- ③ 株主総会において議決権を行使することができる事項（議決権制限株式）
- ④ 譲渡による株式の取得について株式会社の承認を要すること（譲渡制限付種類株式）
- ⑤ 株主が、株式会社に対してその保有する株式の取得を請求できること（取得請求権付種類株式）
- ⑥ 取得条項付種類株式
- ⑦ 全部取得条項付種類株式
- ⑧ 拒否権付種類株式
- ⑨ 取締役等選任権付種類株式

(3) 公開会社でない株式会社の株主ごとに異なる取扱い

公開会社でない株式会社は、剰余金分配、残余財産分配、議決権に関して株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款に定めることができます。

株主ごとに異なる内容の株式は、種類株式とみなされます。

#### [株主ごとに異なる取扱いの例示]

- ① 株主のうち取締役である者のみ議決権を有する旨を定款に定め、後継者を取締役に選任する。
- ② 議決権の行使を1人1議決権にする。
- ③ 一定数以上の株式を保有する株主の議決権を制限する。
- ④ 配当、残余財産分配について株主の頭割りで分配する。

### 3 総株主又は特定の株主を対象にした自己株式の取得

これまで自己株式を取得する場合には、定時株主総会において決議することが必要でしたが、会社法では、臨時株主総会決議でもよいことになりました。これにより、いつでも何度でも自己株式の取得が可能になりました。

### 4 相続人等に対する株式売渡し請求

譲渡制限株式について、定款で定めることにより、相続その他の一般承継（相続、合併、会社分割等）による株式の移転があった場合に、1年以内の株主総会の特別決議により、相続人等に対し、株式売渡し請求を行い、自己株式として取得することができることになりました。

これにより、相続や合併等により、自社株が好ましくない者に渡ることが防げるようになりました。

## IV 計算等

### 1 資本金と準備金の減少と増加

(1) 資本金の減少

株主総会の特別決議により資本金の額を減少することができます。

(2) 準備金の減少

株主総会の普通決議により準備金を減少することができます。

(3) 資本金・準備金の増加

株主総会の普通決議により剰余金を減少し、資本金又は準備金を増加することができます。

### 2 剰余金の分配の財源規制

株主に対して金銭等の財産の払戻しを伴う剰余金の減少を、剰余金の分配として、統一的に財源規制を行うことになりました。

剰余金の分配は、利益の配当、中間配当、減資に伴う剰余金の払戻し等の剰余金の配当と、自己株式の有償取得に分類されます。

(1) 剰余金額の分配可能額

剰余金の分配可能額は、期末時の準備金を除く剰余金から、のれん・繰延資産の調整額等を控除して、臨時計算書類を作成した場合の臨時計算期間の当期純利益等を加えて計算されます。

## (2) 剰余金の配当についての純資産規制

純資産額が300万円を下回る場合、剰余金の配当はできないこととされています。

### 3 いつでも剰余金の処分が可能

剰余金の処分は、株主への財産の払戻しを伴う剰余金の分配（剰余金の配当及び自己株式の有償取得）と、それを伴わない剰余金の資本組入れ、損失の処理、任意積立金の積立等とに分類されますが、いずれも、いつでも株主総会の決議によって決定することができます。

従って、株主総会等の決議さえ行えば、年何回でも利益の配当を行うことができます。

また、商品や土地等の金銭以外の会社財産で配当する現物配当も可能になりました。

### 4 計算書類等の変更（「株主資本等変動計算書」「個別注記表」の創設と利益処分案または損失処理案の廃止）

剰余金の処分、資本金・準備金の増減など資本の部の変動が株主総会決議でいつでも行えることから、今後は期中の純資産の部の変動を表す、株主資本等変動計算書の作成が義務付けられ、定時総会での利益処分案または損失処理案は廃止されました。

旧商法では、計算書類（貸借対照表、損益計算書、利益処分案または損失処理案）と営業報告書、並びに附属明細書を作成することになっていました。

会社法では、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）と事業報告並びに附属明細書の作成が義務付けられました。

営業報告書は名称が事業報告となりました。事業報告には、営業報告書には記載されていないような事項、例えば、社外取締役・社外監査役に関する事項や、買収防衛策を講じている場合には、その具体的な取り組み内容まで記載するようになりました。

## V 株式会社の設立

### 1 最低資本金制度の廃止

旧商法では、資本金について一部の特例を除き株式会社は1,000万円以上、有限会社は300万円以上という規制がありました。会社法では、資本金1円でも株式会社が作れるようになります。

### 2 発起設立における払込金保管証明制度の廃止

発起設立の場合、払込金保管証明書が必要とされていましたが、預金通帳の写し等、払い込みの事実が確認できる書類で足りることになり、設立費用が節減できることになりました。

## VI 組織再編

### 1 債務超過会社を消滅会社とする吸収合併等が可能

債務超過会社を消滅会社とする吸収合併等は旧商法では原則として認められていませんでしたが、会社法では、吸収合併の存続会社や吸収分割の承継会社又は株式交換の完全親会社となる株式会社に差損が生じるような場合であっても、存続会社、承継会社、完全親会社となる会社の株主総会の特別決議を経れば、吸収合併、吸収分割、株式交換ができることになりました。

### 2 合併の際の対価の柔軟化

新会社法において、組織再編行為の対価として交付されるものに制限はなく、現金のほか、親会社その他関連会社の株式、社債、新株予約権等、法律上は財産であれば足りることとされています。

なお、この規定の施行日は、経過措置で会社法の施行日の1年後の日、すなわち平成19年5月1日となっています。

## VII その他の改正

### 1 合同会社（日本版LLC）の新設

合同会社とは、出資者の全員が有限責任であり、内部関係については、原則として全員一致で定款の変更その他会社の在り方の決定が行われ、各社員が自ら会社の業務の執行にあたる、という民法上の組合と同様の規律が適用される会社です。合同会社の所得に対しては法人税が課税されます。

なお、この制度に似た制度で、会社ではなく組合の一種である、有限責任事業組合（LLP）という新しい制度ができましたが、こちらは法人税が課税されず、出資者に対する構成員課税（パススルー課税）で、合同会社と同様、共同で出資する場合などに用いられているようです。

### 2 会計参与制度の導入

会計参与は、税理士又は公認会計士等が取締役と共同して計算関係書類を作成するとともに、その書類及び会計参与報告を備え置き、会社とは別にこれらを開示する職務を行います。

## 最後に

会社法は平成18年5月1日に施行されました。

会社法施行日前に終了する決算期は、旧商法が適用され、会社法施行日後に終了する決算については新しい会社法に基づき、計算書類の作成及び株主総会の報告、承認までの手続きを行うこととなります。

したがって、18年4月期決算までは旧商法、18年5月期決算から会社法の適用を受けることとなります。

### ◆講師紹介◆

生天目 忠繁 氏（生天目公認会計士税理士事務所 公認会計士・税理士）

【略歴】 昭和49年早稲田大学商学部卒業、同年監査法人中央会計事務所（現中央青山監査法人）に入所。昭和52年に公認会計士ならびに税理士登録し、昭和54年7月に生天目公認会計士税理士事務所開業。

税務・会計に関する書類作成および指導相談、会社法監査、学校法人監査など会計および税務分野に精通し、また

仙台商工会議所エキスパート・バンクのエキスパートや東北ニュービジネス協議会会員などとしても幅広く活躍中。

連絡先 生天目公認会計士税理士事務所 〒980-0014：仙台市青葉区本町1-14-18

ライオンズプラザ本町ビル10階 TEL：022-263-3466 FAX：022-263-1506